

農業のうごき



津久井在来大豆でみそづくり



津久井在来大豆の収穫と脱粒

農地再生モデル事業

健全な農地利用に向けて津久井在来大豆を生産



農業委員会では、農家の高齢化などにより耕作できなくなった農地を、農業委員と農地利用最適化推進委員が除草や作付けをすることによって、健全な農地に再生する「農地再生モデル事業」を実施しています。昨年までに続き、令和7年度も緑区鳥屋の農地で津久井在来大豆を生産し、学校給食や市が実施する大学生等への未来応援事業に提供するなどの取組を行っています。

2月末には、収穫した津久井在来大豆でみそを仕込みました。煮た津久井在来大豆と塩切り麴を混ぜ合わせてすりつぶし、空気が入らないようにたるに詰めました。たるは冷暗所で約12か月間保存し熟成させ、翌年2月頃に開封します。



農業者年金に加入しませんか

【農業者の方なら広く加入できます】



農業者年金の加入要件

- ①年間60日以上農業に従事する
- ②国民年金の第1号被保険者
(国民年金保険料納付免除者を除く)
- ③65歳未満の方
(60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者)

①～③の要件を満たせば、農業経営者はもとより、配偶者や後継者などの家族、農業従事者、自営業との兼業農家の方も加入できます。

農業者年金にはメリットがいっぱい

- 積立方式・確定拠出型の安定した終身年金です。加入者の支払った保険料が将来の年金給付に使われます。
- 保険料は自由に設定(月額2万円から6万7千円までの千円単位)できて、いつでも変更可能です。
- 年金は生涯支給されます。また、80歳になる前に亡くなった場合には、ご遺族に死亡一時金が支給されます。
- 支払った保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

一定の要件を満たす若手農業者には、保険料の補助があります

農業の担い手として頑張る世代を支援するために、認定新規就農者で青色申告者など一定の要件を満たす農業者に対して保険料の国庫補助があります。

ポイント

- ①最大1万円の国庫補助で、保険料2万円の積み立てが出来ます
- ②保険料の国庫補助が受けられる期間は、
35歳未満の方は一定の要件を満たす全ての期間
35歳以上の方は10年以内の期間
通算して最長20年間となっています
- ③自己負担分の保険料は全額社会保険料控除の対象になります

詳しい内容や加入の申し込みは、最寄りの農協、または農業委員会事務局へお問い合わせください。

農業委員会委員視察を行いました

令和8年2月13日実施

宮代町「農」のあるまちづくり新しい村(埼玉県南埼玉郡宮代町)

地域農業の発展や農業に関する視野を広げるため、農業委員と農地利用最適化推進委員合わせて20名が、埼玉県南埼玉郡宮代町にある「新しい村」を視察しました。

ここは宮代町が地域内の自給自足を推進し、町内の農業の活性化を図るために平成13年にオープンした施設で、直売所やカフェが併設され、敷地内にある水田や畑では、農業体験を実施しています。

講義では、当施設の概要や誕生の理由、主な事業などについて説明を受けました。

委員からは、宮代町で多く生産されている農作物、直売所利用者や体験会参加者の年齢層や居住地域、鳥獣被害などについて様々な質問があり、積極的な意見交換が行われました。

視察で得た知識を今後の農業委員会活動に活かしてまいります。



市内農地の賃借料情報

昨年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準(10アール当たり)は、次のとおりです。

これは、農地の賃貸借契約をする際の目安となるよう、実際に締結された賃貸借契約の契約を基に作成したものです。この金額は目安ですので、実際に契約を締結しようとする際は、契約当事者間で十分に話し合ってください。

(賃借料：円/年/10アール)

畑(普通畑)	地 域	平均額	最高額	最低額	データ数
	相模原市全域	7,100	13,800	2,900	53

※田(水稲)については、データが公表すべき基準(5件)に満たないため公表なし。

令和7年度農政活動協力金について 募金総額268,200円

【協力件数447件×募金額600円】

令和7年9月から令和7年12月にかけてご協力いただいた「神奈川県農業会議農政活動協力金」の募金について、集計結果を報告します。

この募金は、県内の農業振興と農業者の経営向上のための農政活動等の資金として活用されます。

皆様のご協力
ありがとうございました



第61回相模原市農業まつり「農畜産物共進会受賞者」について

市内農作物を品評する「農畜産物共進会」で「生産物 津久井在来大豆の部」が開催され、菊地原 栄一さん(緑区長竹)が優秀賞を受賞されました。

お問い合わせ先 農政課 042-769-8239

令和8年度 相模原市農業委員会総会開催予定

	日 程			日 程	
第14回	令和8年	4月30日(木)	第20回	令和8年	10月30日(金)
第15回	令和8年	5月29日(金)	第21回	令和8年	11月30日(月)
第16回	令和8年	6月30日(火)	第22回	令和8年	12月25日(金)
第17回	令和8年	7月31日(金)	第23回	令和9年	1月29日(金)
第18回	令和8年	8月31日(月)	第24回	令和9年	2月26日(金)
第19回	令和8年	9月30日(水)	第25回	令和9年	3月30日(火)

※総会は原則午後1時30分から開催します。※日程等は変更になる場合がありますので、農業委員会事務局にご確認ください。

令和8年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見に対する回答

昨年10月に提出した農地利用の最適化の推進に関する意見(農業のうごき第63号に掲載)に対して、市からの回答がありました。

【回答の主な内容】 ※回答の詳細については、市ホームページに掲載しています。

1 都市農業の推進について

- (1) 地場農産物等の生産振興の強化について、実験圃場整備事業補助金による新規技術の導入支援やさがみはら農産物ブランド協議会と連携したブランド化の推進に取り組んでいる。小学校において地域の農家の見学等を通して農業の苦労や工夫を学ぶ機会を設けている。直売所の設置を含む小規模農家への支援策等については、実施について農協と検討していく。
- (2) 援農ボランティアについて、援農ボランティアを育成する講座等の申込者数を増やすために、市ホームページや市有施設へのポスター掲出等で周知を図っており、引き続き更なる受講者の確保に努めていく。
- (3) 農業生産コストへの対策について、令和7年度には肥料や飼料の価格高騰分の一部について給付金を支給した。今後も引き続き価格の動向を注視し、国や県に継続的な支援を要望していく。
- (4) 総合的な相談体制の充実について、農業委員会や農協と連携し各農業者の状況に応じて寄り添った対応をしていく。市ホームページの見直しやリーフレットの作成など、分かりやすい情報発信に取り組む。

2 遊休農地の発生防止・解消について

- (1) 遊休農地については、地域計画による農地の利用集積・集約化により発生防止・解消を図っていく。また、農業後継者や、相続等により農業を継続できない方へのサポートについては、関係機関と協力しながら、個々の事例に応じた対応に努めていく。
- (2) 鳥獣被害への対策について、市内全域を対象としている農作物鳥獣害防護柵への設置補助事業を実施するとともに設置指導に努めていく。小型鳥獣の処分については引き続き関係機関へ要望していく。また、ICT付き大型捕獲檻を導入したほか、ドローンの活用などについて引き続き取り組んでいく。

3 担い手への農地利用の集積・集約化及び営農環境の整備について

- (1) 相模原農業振興地域の整備について、国や県への財政支援を含め、計画に基づく施策を進めていく。
- (2) 市内河川及び地下水の有機フッ素化合物(PFAS)については暫定指針値を超過した地点の状況を年1回確認しており、調査結果については随時市ホームページで情報提供していく。
- (3) 再生資源物の保管に関する規制について、国において法制度の創設等が検討されていることから、他の自治体を含めて動向を注視していく。

4 新規参入の促進について

- (1) 新規参入の促進について、農協やかながわ農業アカデミーと連携し、農地のあっせんや就農相談に取り組んでいく。また、市内農業者の研修生の受入実績について情報共有を行うなど、連携に努める。
- (2) 新規参入希望者に対しては、関係機関と連携しながら、必要な情報提供を行っていく。
- (3) 新規就農後の補助制度等について、関係機関と連携し分かりやすい情報発信に努める。50歳以上の新規就農者や農業後継者への支援については、対象年齢の引き上げや親元就農5年以内の継承要件の見直しなど、活用しやすい制度設計となるよう県や国に要望していく。

農業委員会では、毎年、県や市へ、農業に関する意見、要望を提出しておりますので、各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局へ皆様の意見をお寄せください。